

徳島県「環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場」認定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号。以下「法」という。)」及び「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則(平成24年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「規則」という。)」に基づき、法第20条第1項に規定する「環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場(以下「体験の機会の場」という。)」の認定に係る徳島県における申請手続き等について定める。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法の定めるところとする。

(対象)

第3条 この要領の対象となる体験の機会の場は、提供される土地又は建物の全部が徳島県の区域内に含まれる場合とする。

(認定の申請及び手続き)

第4条 認定の申請をしようとする者は、規則様式第7による申請書に、規則第9条第2項で定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、認定をした場合においては、遅滞なく、申請者に対し様式第1による認定証を交付するものとする。

3 知事は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が法第20条第1項に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、様式第2により申請者に通知するものとする。

(変更等の届出)

第5条 認定を受けた体験の機会の場を提供する個人、民間団体等(以下「認定民間団体等」という。)は、原則として法第20条第3項に掲げる事項の変更があった日から起算して30日以内に、規則様式第8による届出書に、変更のあった事項に係る規則第9条第2項で定める書類を添えて、知事に届け出なければならない。

2 知事は、届出事項が法第20条第1項に掲げる要件に適合すると認める場合は、遅滞なく、認定民間団体等に対し届出事項を反映した認定証を交付するものとする。

3 認定民間団体等は、届出事項を反映した認定証が知事から交付されたときは、届出事項が反映されていない認定証を知事に返還しなければならない。

4 認定民間団体等は、原則として認定体験の機会の場の提供を行わなくなった日から起算して30日以内に、規則様式第9による届出書に、認定証を添えて知事に届け出なければならない。

(認定の有効期間)

第6条 知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする認定民間団体等は、有効期間が満了する日の30日前までに、規則様式第10による申請書に、規則第9条第2項で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、有効期間を更新した場合においては、遅滞なく、認定民間団体等に対して認定期間を更新した認定証を交付するものとする。

4 認定民間団体等は、前項の規定による認定証が知事から交付されたときは、認定期間が更新されていない認定証を知事に返還しなければならない。

5 第1項の規定は、第3項の規定により更新した場合について準用する。

6 知事は、更新を認めない場合には、遅滞なく、その理由を示して、様式第2により申請者に通知するものとする。

(報告、助言等)

第7条 認定民間団体等は、毎年、その運営の状況を翌年度の6月30日までに、様式第3により知事に報告しなければならない。ただし、認定民間団体等の事業年度の末日が3月31日以外の場合は、事業年度終了後90日以内に報告するものとする。

2 認定民間団体等は、認定体験の機会の場の提供において事業の参加者及び実施者に事故等が生じた場合は、様式第4により速やかに知事に報告しなければならない。

3 知事は、認定民間団体等に対し、当該認定体験の機会の場の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は当該認定体験の機会の場の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。

(認定の取消し)

第8条 知事は、法第20条の6第1項の規定に基づき認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、様式第5により当該認定の取消しを受けた認定民間団体等に通知しなければならない。

(事務局)

第9条 この要領における認定等の事務は、生活環境部サステナブル社会推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1(第4条関係)

第 号

認定証

住所

氏名

下記の体験の機会の際は環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号)第20条の規定に基づき認定されたことを証する

体験の機会の名 称及び所在地

名 称

所在地

認定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

徳島県知事

印

第 号

年 月 日

様

徳島県知事

体験の機会の場の認定について

年 月 日付けをもって申請のありました体験の機会の場について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第7項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる要件に適合しないことを通知します。

氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体に あつては代表者の氏名	
体験の機会の場の名称及び所在地	
理由	

付記1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、徳島県知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

体験の機会の中の認定事業 状況報告

年 月 日

徳島県知事 様

住所

氏名

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の4の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 体験の機会の中の名称及び所在地

2 認定事業の実施期間

3 事業実施状況

(1)実施の内容

(2)実施の目的

(3)実施の期間

(4)実施の回数

(5)参加に要する費用

(6)参加者数

(7)参加者又は実施者の生命又は身体について被害が発生した事故の有無並びに当該事故があるときはその内容及び再発を防止するために講じた措置

(8)収支決算

事 故 報 告 書

年 月 日

徳島県知事 様

住所

氏名

徳島県「環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場」認定実施要領第7条第2項の規定により、認定体験の機会の場の提供において事業の参加者及び実施者に生じた事故等について報告します。

体験の機会の場の 名称及び所在地	
事故等発生日時	年 月 日（曜日）午前・午後 時 分頃
事故の概要	
事故等発生時の対応 状況	
事故等の原因	
再発防止策等	
担当者	担当者名： TEL：
備考	

第 号

年 月 日

様

徳島県知事

体験の機会の場の認定の取り消しについて

年 月 日付けで認定しました体験の機会の場について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の6の規定に基づき、認定を取り消したことを通知します。

氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体に あつては代表者の氏名	
体験の機会の場の名称及び所在地	
理由	

付記1 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、徳島県知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。